

# 労働者紹介基本契約書

株式会社（以下「甲」という）と株式会社グロース・エージェンシー（以下「乙」という）は、乙から甲に対して行われる労働者紹介に関して以下のとおり契約を締結する。

## 第1条（目的）

甲は、社員の採用に関して、乙に労働者の紹介を依頼し、乙はこれを承諾する。

## 第2条（紹介手数料）

紹介手数料（以下「紹介手数料」という）は、乙が甲に紹介した労働者（以下「候補者」という）が甲に入社した場合（以下、かかる労働者を「採用者」という）にのみ発生する成功報酬形式とする。

## 第3条（紹介手数料の支払い）

紹介手数料の支払については、次の（1）及び（2）に定めるとおりとする。

### （1） 紹介手数料の金額

採用者の年収の35%（消費税及び地方消費税別）とする。採用者の年収とは、労働条件明示書に記載された月次給与（通勤交通費及び所定外労働手当は含まない）及び賞与を合計した金額をいう。

### （2） 紹介手数料の支払方法

乙は甲に、採用者の入社月の翌月5日までに請求書を発行し、甲は、採用者の入社月の翌月末日までに、乙の指定する銀行口座に振り込むものとする。なお、振込に伴う手数料は甲が負担するものとする。

## 第4条（紹介手数料の返還）

採用者が甲に入社後、自己都合による退職又は甲の就業規則に基づき解雇に至った場合には、乙は甲より受領した紹介手数料を、下記のとおり、その退職の通知を受けた日の1ヶ月以内に、甲に返還するものとする。

（1） 入社日から1ヶ月未満 90%

（2） 入社日から2ヶ月未満 70%

（3） 入社日から3ヶ月未満 50%

2 採用者の退職が同人の死亡、負傷、疾病など同人の責に帰することができない事由による場合又は甲の都合による場合は、乙は受領した紹介手数料の返還を要しない。

## 第5条（守秘義務）

甲及び乙は、本契約の履行上知り得た相手方の業務上の秘密に関する情報（以下「秘密情報」という）を、第三者へ開示・漏えい又は本契約履行の目的以外に使用してはならない。ただし、官公庁又は法律の規定により開示を求められた場合はこの限りではない。

2 前項の規定に関わらず、次の各号に定めるものについては、秘密情報に該当しないものとする。

- (1) 相手方から開示を受ける前に、既に自己が保有していたもの。
- (2) 相手方から開示を受ける前に、既に公知又は公用となっていたもの。
- (3) 相手方から開示を受けた後に、自己の責によらず公知又は公用となったもの。
- (4) 正当な権限を有する第三者から、秘密保持義務を負うことなく適法に入手したもの。
- (5) 相手方から開示を受けた情報によらず、独自に開発したもの。

3 甲及び乙は、自己の従業員等に対し、秘密情報に関する機密を保持する旨の義務を負わせるものとし、従業員等がこれに違反した場合は、違反した本契約当事者が前項の守秘義務に違反したものとして、その責任を負うものとする。なお、本条の規定は、本契約終了後も有効とする。

#### 第6条（損害賠償）

甲及び乙は、本契約の各条項に違反することにより、又は自己の故意もしくは過失により、相手方に損害を与えた場合には、当該相手方が現実に被った直接且つ通常の損害の実費を賠償するものとする。

#### 第7条（再委託の禁止）

乙は本業務を自ら行うものとし、再委託、その他方法の如何を問わず、第三者に行わせるはならない。

#### 第8条（契約上の地位又は権利の移転）

甲及び乙は、本契約に関するいかなる権利若しくは義務も、相手方の事前の書面による承諾なしに第三者に譲渡ないし移転してはならない。

#### 第9条（重要事項の通知）

甲及び乙は、次の各号の一に該当する場合は、事前に相手方に書面にて通知を行うものとする。

- (1) 本社の移転
- (2) 商号、代表者、主要株主の変更
- (3) 会社分割、合併、資本減少、組織変更若しくは営業の全部又は一部の譲渡
- (4) 解散、営業の廃止
- (5) その他営業上、経営上の重要な変更

#### 第10条（反社会的勢力の排除）

甲及び乙は、それぞれ自らが現在および過去に次の何れにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

- (1) 暴力団・暴力団員・暴力団準構成員・暴力団関係企業・総会屋等、その他の反社会的勢力であること。

- (2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与している企業に勤務し、或いはその経営に関与していること。
- (3) 反社会的勢力を利用したこと。
- (4) 反社会的勢力に対して、自ら、或いは関連する個人または企業等を通じて、資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしたこと。
- (5) 反社会的勢力と、社会的に非難されるべき関係にあること。
- (6) 自ら又は第三者を利用して、他方当事者の名誉や信用等を毀損し、もしくは毀損するおそれのある行為をしたこと。
- (7) 自ら又は第三者を利用して、他方当事者の業務を妨害し、もしくは妨害のおそれを生じさせる行為をしたこと。
- (8) その他暴力的な要求行為および他方当事者の法的責任を超える不当な要求をしたこと。

2 甲及び乙は、前項各号に違反がないかを判断するために調査を要すると相手方が判断した場合、その調査に協力し、相手方がそれに必要と判断する資料を提出しなければならない。

3 甲及び乙は、相手方が第1項各号の何れかに該当したときは、何等の催告を要せず直ちに基本契約及び当該基本契約に基づく個別契約並びに付帯契約等（以下「基本契約等」という）を無条件で解除することができる。

4 甲及び乙は、本条により本契約を解除されたことを理由として、相手方に対し、損害の賠償を請求することができない。

5 相手方が本条の何れかに該当したことにより、本契約が解除となり損害を被った当事者は、相手方に対し、その損害の賠償を請求することができる。

## 第11条（契約解除）

甲又は乙は、相手方に次の各号の一にでも該当する事由が生じた場合には、何ら通知催告を要せず本契約及び個別契約を解除することができる。

- (1) 手形、小切手の不渡処分を受けたとき
- (2) 公租公課につき滞納処分を受けたとき
- (3) 差押え、仮差押え、仮処分、競売及び強制執行を受けたとき
- (4) 破産、民事再生手続、会社更生等の申立があったとき
- (5) 営業を廃止し、又は清算に入ったとき

2 甲又は乙は、相手方が本契約又は個別契約の各条項に違反し、相当の期間を定めた催告を行った後、当該期間を経過してもなおその違反を是正しなかったときは、相手方に対し通知することにより、本契約及び個別契約を解除することができる。

## 第12条（有効期間）

本契約の有効期間は、契約締結の日より1年間とする。但し、期間満了の1ヶ月前までに、甲乙いずれからも書面による契約終了の意思表示がない限り、期間満了の翌日から1年間延長されるものとし、その後も同様とする。

第 13 条（合意管轄裁判所）

甲及び乙は、本契約又は本契約に基づく個別契約に関する紛争について、東京地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とする。

第 14 条（協議事項）

本契約に定めのない事項及び本契約の条項の解釈につき疑義を生じた事項については、そのつど甲乙両者で誠意をもって協議の上解決するものとする。

本契約締結の証として本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上各 1 通を保有する。

年 月 日

甲：

乙：株式会社グロス・エージェンシー

福岡県福岡市中央区天神2-3-36 ibb Fukuoka 401

代表取締役 井土 朋厚